

公立大学法人新潟県立大学の役員報酬支給基準の変更について

1 改正する規程

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程

2 改正理由

令和2年度、県の特別職に対する期末手当支給割合の減改定が行われたため、これに準じ、相当額を減額するもの。

なお、役員報酬については、これまで、県の特別職に対する期末手当支給割合の改定に準じ、相当額を改定してきている。(平成21、22年度は減額改定、平成27、28、29年、30年度は増額改定)

3 改正内容

	改正後		改正前		減少額 (円)
	期末手当 支給割合	年俸額 (円)	期末手当 支給割合	年俸額 (円)	
理事長	3.30月	19,913,985	3.35月	20,000,000	▲86,015 ①
副理事長		10,554,412		10,600,000	▲45,588 ②

【参考】法人設立時に決定した年俸額 (評価委員会にて意見聴取し、決定)

理事長 20,000,000円

副理事長 10,600,000円

4 役員報酬規程の改正後全文

別添のとおり

地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この規程は令和3年1月26日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第3条の規定にかかわらず、令和2年度以降の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>理事長 19,913,985円</u></p> <p>(2) <u>副理事長 10,554,412円</u></p> <p>3 <u>第5条の規定にかかわらず、令和3年2月から令和3年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を支給する。ただし、令和3年3月にあっては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。</u></p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 81 号)

改正 平成 21 年 7 月 21 日

改正 平成 21 年 11 月 5 日

改正 平成 23 年 1 月 18 日

改正 平成 24 年 1 月 6 日

改正 平成 25 年 1 月 7 日

改正 平成 26 年 1 月 6 日

改正 平成 27 年 1 月 5 日

改正 平成 28 年 4 月 26 日

改正 平成 29 年 1 月 24 日

改正 平成 30 年 1 月 23 日

改正 平成 31 年 1 月 22 日

改正 令和 3 年 1 月 26 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人新潟県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬の種類)

第 2 条 常勤の役員に対する報酬は、年俸とする。

2 非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(年俸)

第 3 条 常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事長 20,000,000 円

(2) 副理事長 10,600,000 円

2 前項各号に規定する年俸額は、新潟県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第 4 条 非常勤の役員の報酬は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事 日額 30,000 円

(2) 監事 日額 30,000 円

(報酬の支給方法等)

第 5 条 年俸による役員の報酬は、年俸額に 12 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を毎月支給する。ただし、3 月にあっては、年俸の額からその年度内に既に支払われた額を差し

引いた額を支払う。

- 2 役員の報酬の支給日は、毎月 21 日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- 3 前項の規定に関わらず、非常勤役員手当は、執務を行った日の属する月の翌月に支給するものとする。

（手当）

第 6 条 常勤の役員には、公立大学法人新潟県立大学職員給与規定第 14 条の例に準じて通勤手当を支給する。

- 2 非常勤役員には、通勤に要する費用を公立大学法人新潟県立大学旅費規程の例に準じて支給する。
- 3 前 2 項以外の手当は、支給しない。

（月の途中で就任又は退職した場合の報酬）

第 7 条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に支給する就任当月分の支給額は、当該役員に支給する月支給額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額（以下「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

- 2 月の末日以外の日において退職した役員に支給する退職当月分の基本給は、日額にその月の初日から退職した日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本給月額を全額支給する。

（報酬の支払方法）

第 8 条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員からの申し出に基づき、当該役員が指定する本人名義の預金口座に控除すべき金額を控除した後の報酬の全額を振り込んで支払うことができる。

（端数の処理）

第 9 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

（実施に必要な事項）

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほかは、理事長が別に定める。

附則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は平成 21 年 7 月 21 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 21 年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,741,955 円
 - (2) 副理事長 10,463,236 円
- 3 第 5 条の規定にかかわらず、平成 21 年 8 月から平成 22 年 3 月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に 8 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成 22 年 3 月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成 21 年 11 月 5 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 21 年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,569,925 円
 - (2) 副理事長 10,372,060 円
- 3 第 5 条の規定にかかわらず、平成 21 年 12 月から平成 22 年 3 月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に 4 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成 22 年 3 月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成 23 年 1 月 18 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 22 年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,311,880 円
 - (2) 副理事長 10,235,296 円
- 3 第 5 条の規定にかかわらず、平成 23 年 1 月から平成 23 年 3 月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に 3 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数

を生じたときはこれを切り捨てた額)を支給する。ただし、平成23年3月
にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差
し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成24年1月6日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成23年度の常勤の役員の年俸額は、次の
各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,311,880円
 - (2) 副理事長 10,235,296円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成24年1月から平成24年3月までの報
酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われ
た額を差し引いた額に3分の1を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数
を生じたときはこれを切り捨てた額)を支給する。ただし、平成24年3月
にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差
し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成25年1月7日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成24年度の常勤の役員の年俸額は、次の
各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,311,880円
 - (2) 副理事長 10,235,296円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成25年1月から平成25年3月までの報
酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われ
た額を差し引いた額に3分の1を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数
を生じたときはこれを切り捨てた額)を支給する。ただし、平成25年3月
にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差
し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成26年1月6日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成25年度の常勤の役員の年俸額は、次の
各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,311,880円
 - (2) 副理事長 10,235,296円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成26年1月から平成26年3月までの報
酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われ
た額を差し引いた額に3分の1を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数

を生じたときはこれを切り捨てた額)を支給する。ただし、平成26年3月
にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差
し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成27年1月5日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成26年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,311,880円
 - (2) 副理事長 10,235,296円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成27年1月から平成27年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に3分の1を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を支給する。ただし、平成27年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成28年4月26日から施行し、改正後の公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程の規定は、平成28年3月29日から適用する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成27年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,655,940円
 - (2) 副理事長 10,417,648円

附則

- 1 この規程は平成29年1月24日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成28年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,827,970円
 - (2) 副理事長 10,508,824円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成29年2月から平成29年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を支給する。ただし、平成29年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成30年1月23日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成29年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事長 19,913,985円

(2) 副理事長 10,554,412円

3 第5条の規定にかかわらず、平成30年2月から平成30年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成30年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

1 この規程は平成31年1月22日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、平成31年2月から平成31年3月までの報酬の支払いについては、第3条に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成31年3月にあつては、第3条に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

1 この規程は令和3年1月26日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、令和2年度以降の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事長 19,913,985円

(2) 副理事長 10,554,412円

3 第5条の規定にかかわらず、令和3年2月から令和3年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、令和3年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

地方独立行政法人法 一役員報酬関係抜粋一

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。